

固定資産税のお知らせ

- 土地・家屋の価格など縦覧帳簿の縦覧
- とき 4月2日(月)～5月31日(土)(日)(祝祭を除く)午前8時30分～午後5時15分
- ところ 資産税課
- 縦覧できる人 ①市内に土地や家屋を所有する固定資産税の納税者とその同居親族
- ②納税管理人
- 持ち物 来庁者の本人確認ができるもの
- 縦覧帳簿の内容 土地↓所在、地番、地目、地積、当該年度の価格、家屋↓所在、家屋番号、種類、構造、建築年、

- 床面積、当該年度の価格
- 注意事項 ①所有者の氏名、住所、課税標準額は表示していません ②土地のみ、家屋のみの所有者は、所有する資産の帳簿しか縦覧できません ③縦覧帳簿の複写や電話での照会はできません

- 平成24年度分の固定資産課税台帳の縦覧
- とき 4月16日(月)～5月31日(土)(日)(祝祭を除く)午前8時30分～午後5時15分
- ところ 資産税課
- 縦覧できる人 ①納税義務者とその同居親族 ②納税管理人 ③借地借家人など(契約にかかる資産のみ)
- 持ち物 来庁者の本人確認ができるもの(③は該当する資産の賃貸借契約書も必要)
- その他 期間中、縦覧対象者①②の人には、名寄せの写しを無料で発行します。

なお、平成24年度分の固定資産に関する証明(評価額のみ)は4月2日(月)から、課税標準額・税額を含むものは4月14日(土)から、市民税課で発行します

■本人確認をします

縦覧・閲覧・証明発行には、来庁者の運転免許証、パスポート(旅券、住民基本台帳カード、外国人登録証明書、国民年金手帳、健康保険被保険者証などの身分証明書(※)が必要で、

来庁者が本人か同居の親族でない場合は、委任状(法人の場合は、代表者印を押印したもの)も必要です。
※顔写真のない身分証明書のみの場合は、2種類必要。

■課税明細書の内容確認を

課税対象となる資産(土地・家屋)の詳細を記載した課税明細書を4月末に発送します。不明な点、本年1月1日の状況と異なる点がありましたら、早めに連絡してください。この課税明細書は、翌年の確定申告にも使用できます。ただし、再発行はできません。
※地方税法改正の有無により、発送日を変更する場合もあります。

■納期と納税通知書について

平成24年度の固定資産税と都市計画税の納税通知書を5月中旬に発送します。第1期の納期限は5月31日(土)です。

■高齢者・障害者・母子(父子)世帯の固定資産税・都市計画税を減免

- 対象 平成24年1月1日現在で次の①②の要件を満たし、③のいずれかに該当する世帯
- ①世帯全員が居住用以外の固定資産を持っていない
- ②宅地面積200㎡以下、住宅延べ床面積120㎡以下

③高齢者世帯↓世帯全員が市民税非課税

障害者世帯、平成6年4月2日以降に生まれた児童を扶養する母子(父子)世帯↓世帯全員の合計所得が市長の定める額を超えない
※①③には、詳細な要件があります。詳しくは資産税課へ問い合わせください。また、ほかの世帯の人に扶養されている場合は該当しません。

※高齢者世帯とは、次のいずれかの該当者が固定資産を所有している世帯。

- 65歳以上の世帯
- 68歳以上の世帯
- 65歳以上でひとり暮らしの人
- 65歳以上で、なたきりまたは認知症の状態が3カ月以上継続している人

●申し込み 5月24日(木)までの午前8時30分～午後5時15分(土)(日)(祝祭を除く)に資産税課へ

問▼資産税課
(☎71-2215)
(☎71-2256)

作野横断歩道橋を歩こう



歩道橋にはキリンの絵も

ウォーキングイベント

- 歩道橋完成に合わせ、住吉町・篠目町にある遊歩道を「健康の道」に登録しました。動けば変わる!あなたのカラダ。健康の道を歩きませんか。
- とき 3月24日(土)午前9時
- 集合場所 作野公園
- 内容 3つの遊歩道のうち、

カモコース(約2.8km)を歩きます。道中で作野横断歩道橋も通ります

- 持ち物 タオル・飲み物・歩きやすい服装

問▼市保健センター
(☎76-1133)

総合福祉センターの講座

- 受講期間 4月～来年3月(休館日を除く)
- 教室名/曜日・時間/定員/費用 左表のとおり

- 対象 高齢者教養講座↓市内在住の60歳以上の人 身体障害者講座↓市内在住の16歳以上の身体障害者・知的障害者

者(障害の程度により、付き添いが必要な場合あり)

- 申し込み 3月2日(金)～11日(月)午前9時～午後5時(5日(月)を除く)に直接総合福祉センターへ
- ※電話での申し込みは不可。

問▼総合福祉センター
(☎77-7888)

歩道橋開通式

- とき 3月24日(土)午前10時
- ところ 大丸山公園(住吉町)

●内容 同公園にて開通式、作野小学校マーチングバンドによる演奏(雨天中止)、渡り初めパレード

問▼区画整理課
(☎71-2246)



高齢者教養講座

教室名	曜日	時間	定員	費用
民舞	第2・4(木)	午後1時30分～3時	30人	2500円
ちぎり絵	第4(木)	午後1時30分～3時30分	各20人	7000円
絵手紙	第2(木)	午前10時～正午		なし
三味線	第2・4(金)	午後1時30分～3時	15人	レンタル料
ヨガ	第2・4(木)	午前10時～11時30分	30人	なし
ノース	第2・4(金)		20人	

身体障害者講座

教室名	曜日	時間	定員	費用
絵画	第1・3(火)	午前10時～11時30分	各25人	なし
書道	第1・3(金)			7000円
手編	第2～4(火)	午後1時30分～3時30分	各20人	1回700円
生花	第2・4(木)			各3600円
煎茶	第3(木)	午前10時～正午	各15人	1回500円
抹茶	第1(木)	午後1時30分～3時30分	各20人	なし
料理	第3(土)	午前9時30分～午後1時		
音楽	第1・3(木)	午後1時30分～3時		
イイこと発見	第2・4(木)	午前10時～正午	25人	

小・中学生4181点から 交通安全ポスター入賞者発表

3月22日(木)～4月12日(木)午前9時～午後9時(月を除く)に、受賞作品を文化センターで展示します。

各賞を受賞したのは、次の皆さん。
〈敬称略〉

小学生の部

●**県知事賞** 野々山葵介(三河安城小6年)



野々山葵介さんの作品

●**市長賞** 原田拓郎(桜町小3年)

●**市議会議長賞** 日紫喜菜子(安城北部小5年)

●**市教育長賞** 石川咲希(桜林小2年)

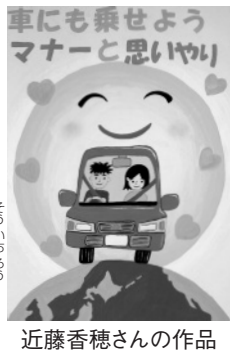
●**金賞** 秋田依里(丈山小1年)、藤森諒(三河安城小2年)、河部桜子(安城東部小3年)、大石愛莉(祥南小4年)、寺嶋朋香(安城東部小5年)、伊藤梓(錦町小6年)

●**銀賞** 熊本ゆらら(三河安城小1年)、早川純平(丈山小

2年)、増田葵(梨の里小3年)、堀綾那(桜林小4年)、眞野響(桜町小5年)、東浦衣利(祥南小6年)

中学生の部

●**県知事賞** 近藤香穂(東山中1年)



近藤香穂さんの作品

●**市長賞** 杉浦颯一郎(安城中2年)

●**市議会議長賞** 杉山健太(安祥中3年)

●**市教育長賞** 足立結(東山中1年)

●**金賞** 入江志織(安城西中1年)、善大輝(東山中2年)、近藤彩加(安城西中3年)

●**銀賞** 浅井信太郎(安祥中1年)、内田詩織(東山中2年)、浅井瑞希(安祥中3年)

問▼市民安全課
(☎71-2219)

歩け・ランニング運動に 参加しよう

指導員がいますので、気軽にお越しください。

●**とき／内容** 4月1日(日)～10月21日(日)の毎週(日)歩け運動↓午前6時30分から約4kmの歩行
ランニング運動↓午前6時から約5kmのランニング
※会場によって異なる場合があります。

●**ところ** 左表のとおり

問▼市体育館
(☎75-3535)



歩け・ランニング運動

桜を見ながら歩こう

●**とき** 4月7日(日)

●**内容** 各地点から市総合運動公園まで歩きます

●**集合場所／出発時間**

歴史博物館駐車場・デンパーク第4駐車場・北部公民館駐車場↓午前9時
梨の里小学校駐車場↓午前9時10分

●**申し込み** 3月1日(木)～22日(木)午前9時～午後4時(休館日を除く)に電話か、申込用紙を持参か郵送、ファクス、Eメールで市体育協会(〒446-10061新田町新定山41-18 / ☎75-5182 / FAX 75-3559 / anote@vbb.ne.jp)へ

※申込用紙は、市体育館・市スポーツセンター・文化センター・各地区公民館・市民会館・マイドパレス・青少年の家・同協会ウェブサイトで配布。

●**その他** 当日参加可

●**問い合わせ** 市体育館
(☎75-3535)

4月1日(日)から、 限度額適用認定証などが 外来診療でも使えます

●**国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者が対象です**

4月1日から、高額な外来診療を受けたときも、限度額適用認定証など(下表を参照)を提示すれば、同一の医療機関の窓口で支払う月ごとの金額を自己負担限度額(※)にとどめることができます。保険薬局、指定訪問看護事業者についても、同様の取り扱いを受けることができます。

※自己負担限度額は、世帯の課税区分により異なります。

認定証など	
69歳以下の人、70歳以上で非課税世帯の人	限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証
70～74歳で非課税世帯でない人	高齢受給者証
後期高齢者医療に加入する非課税世帯でない人	後期高齢者医療被保険者証

●**申し込み** 被保険者証と印鑑を持って、国保年金課へ

●**その他** 既に同認定証などがある人は、記載の有効期限まで、外来診療分も適用されます。ただし、国民健康保険税に滞納がある場合には、交付できない場合があります。

問▼国保年金課

(☎71-2230)

医療係

(☎71-2232)

パブリックコメント制度による意見募集

■「安城市中小企業振興基本条例(案)」

●**条例(案)の内容** 中小企業振興のための理念と、市、中小企業者、大企業者、市民の役割、市の施策の基本方針を新たに定めるもの

■**条例(案)の閲覧**

●**とき** 3月19日(月)～4月17日(火)午前8時30分～午後5時

15分(閉庁・休館日を除く)

●**ところ** 商工課・市政情報コーナー・文化センター・各地区公民館・中央図書館
※市公式ウェブサイトにも掲載。

■**意見の提出**

閲覧期間中に住所・氏名(法人の場合は、名称・代表者氏名)を記入し、商工課(〒

衣浦東部広域連合からの お知らせ

■**春の火災予防運動3月1日(木)～7日(水)消したはず決めつけしないで もう一度**

運動期間中、午後9時に30秒間のサイレンを鳴らします。

●**命を守る7つのポイント**

【3つの習慣】

●寝たばこはやめる
●ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
●ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す

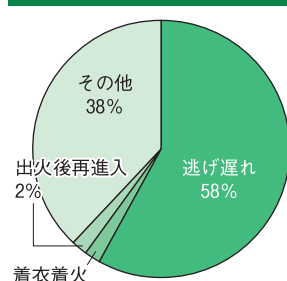
【4つの対策】

●住宅用火災警報器の設置
●防災製品を使用
●住宅用火災警報器を設置
●お年寄りや身体の不自由な

■**住宅用火災警報器の設置を**

人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

住宅火災で死に至った原因



住宅火災による死亡原因の第1位は「逃げ遅れ」です。特に寝ている間は、火災に気付くのが遅くなります。煙や臭いを感じた時には火に囲まれている、有毒ガスを吸い込んで身動きが取れなくなっている場合が多いようです。

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。1日でも早く設置しましょう。

●**設置場所** 寝室・階段・台所

問▼衣浦東部広域連合消防局予防課
(☎63-0136)

